

議員提出議案第5号

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案の成立と日本政府
に具体的な行動を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり芦屋市議会会議規則第13条第2項
の規定により提出します。

平成27年11月30日

芦屋市議会議長 畑中 俊彦 様

提出者 芦屋市議会議員 岩岡 りょうすけ

〃 福井 利道

賛成者 芦屋市議会議員 中島 健一

〃 帰山 和也

〃 森 しずか

〃 太原 裕貴

〃 山田 みち子

〃 いとう まい

〃 長谷 基弘

〃 前田 辰一

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、
厚生労働大臣、防衛大臣

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案の成立と日本政府に具体的な行動を求める意見書

我が国は終戦から既に70年の時を経て、国民の英知とたゆまぬ努力により復興し、経済発展を遂げたが、一方で戦禍の時代を生き抜いた人々の多くは他界され、悲惨な戦禍を経験し記憶する人々は高齢化するところである。日本国は二度と国民と国土が戦禍の犠牲とならぬよう、平和をとようとび、世界恒久平和を実現するために最大の努力をしなければならぬ。我々芦屋市議会も非核平和都市宣言を擁する芦屋市民の代表として、子々孫々に対して、戦争の悲惨さを語り継ぐ必要がある。

先の大戦では、300万人超の国民の命が失われ、芦屋市においては戦没者829柱、戦災死没者76柱、海外引揚物故者43柱が納められている。厚生労働省によれば、海外において戦没者は約240万人にも上り、約113万柱の御遺骨はいまだに収集されておらず、終戦から70年を経てもなお、祖国に帰還されていないのが現状である。御遺骨を待つ御遺族も高齢化が進み、今なお帰らない親、夫、兄弟などの家族への思いは募るばかりである。遺された我々が次世代へ語り継ぎ、戦没者への慰霊のため、御遺骨の収集についても真剣に取り組まなくてはならない。

現在、海外戦没者の御遺骨の収集については国の補助事業として行われているが、国会においては平成27年9月11日、第189回国会での成立を目指して、国会法第50条の2の規定により委員会提出法律案として「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案」が提出され、衆議院においては全会一致で可決された。法律案の内容は遺骨収集を「日本政府の責務」として明確に位置づけ、今年度から10年間を事業の集中実施期間として、政府は遺骨収集の基本計画を作成し、情報収集や遺骨収集について取り組まなくてはならないと定められたものであり、遅々として進まないこの遺骨収集の加速を図る狙いがあるものである。しかしながら、参議院においては残念ながら日程の都合により継続審議となってしまう。

よって、芦屋市議会としては、終戦から70年を経てもなお、帰還できていない海外戦没者の御遺骨の収集を果たし、再び祖国日本に帰還できるよう、参議院において継続審議となった「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案」の早期の成立と、成立後はその責務を果たすべく、日本政府に具体的な行動を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。